

就学援助制度について

小浜市では、市内の小・中学校の児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費などの支援を行っています。期間は4月からの1年間で、毎年申請が必要です。

年度の途中で申請があった場合は、申請月の翌月から対象になります。

<内容および年間支給額>

項目 学校	新入学用品 費(1年生)	学用品費	通学用品費 (1年生以外)	校外活動費 (限度額)	修学旅行費 (限度額)	給食費	学校病 医療費
小学校	20,470円	11,420円	2,230円	1,570円	21,490円	10か月分	保険診療分
中学校	23,550円	22,320円	2,230円	2,270円	57,590円	10か月分	保険診療分

<対象になる方>

- 1 生活保護が停止または廃止されている世帯
- 2 市民税が非課税、および減免されている世帯
- 3 個人事業税および固定資産税が減免されている世帯
- 4 国民年金掛金が減免されている世帯
- 5 国民健康保険料が減免、または猶予されている世帯
- 6 生活福祉資金による貸付を受けている世帯
- 7 職業安定所登録日雇労働者
- 8 上記以外で失業、休業、災害、病気その他の事情により世帯の収入が少なく、所得が基準以内の世帯

【所得のおおよそのめやす】

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人
年間総所得額	約190万円	約250万円	約300万円	約340万円	約400万円

《年間総所得額とは》

給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の額

事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を差し引いた額

世帯員全員の所得を合算します。

住民票の別にかかわらず同じ家屋に居住している場合は同世帯とみなします。

世帯人員の年齢構成等により援助が認定される総所得額は異なります。

<申請の方法>

申請を希望される方は、学校から下記書類①②を受け取り、添付書類をつけて居住地の民生委員に署名をいただいでから、学校へ提出してください。

① 就学支援申請書

② 就学支援費にかかる収入額・需要額調書

添付書類 所得証明書、源泉徴収票の写しなど世帯の所得を証明する書類

<認定>

教育委員会が提出書類を審査のうえ学校を通じて認定の可否を通知します。

認定審査において民生委員や関係機関への照会、課税台帳の閲覧等公簿調査をすることがあります。

<注意事項>

所得が無い場合でも税金未申告の場合は所得額が確認できないため認定はできません。

必ず小浜市役所税務課窓口で市民税申告を行ってください。